【参考資料】

議案第９３号　朝霞地区一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について

市長公室政策企画課

１　変更理由

朝霞地区の朝霞市、志木市、和光市及び新座市（以下「４市」）の市民は、公設の火葬場がないため、近隣自治体や民間の火葬場を利用しており、使用料の高さや時間帯の制約が課題となっており、４市は共用火葬場の設置の必要性を認識し、その設置に向けて令和４年１２月に「基本合意書」を締結しました。

その後、４市で構成する「朝霞地区４市共用火葬場設置検討協議会」において火葬場整備を計画的に推進するための課題整理と基本的枠組みを定めるため、令和６年１１月に「朝霞地区４市共用火葬場設置基本構想」を策定し、令和８年８月には基本構想を具現化した「朝霞地区４市共用火葬場設置基本計画」を策定しました。

この基本構想及び基本計画に基づき、朝霞地区一部事務組合の構成団体である４市は、火葬場及び斎場の設置及び管理運営に関する事務を令和９年４月１日から同組合の共同処理する事務とすることで協議が調った。

２　規約変更案の概要

組合が共同処理する事務に火葬場及び斎場の設置及び管理運営に関することを追加する。

３　施行日

令和９年４月１日から施行する。

担当
市長公室政策企画課政策企画係
電話　４６３－３０８９